

収 支 報 告 書

令和8年 4月 7日

堺市議会議長 西田 浩延 様

議員氏名 藤井 載子

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和7年度政務活動費について次のとおり報告します。

収入 (単位 円)

収入の種類	決算額	算出基礎等
1 政務活動費	3,240,000	@270000円 × 12ヶ月 = 3,240,000 円
2 その他		
収入合計	3,240,000	

支出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費	70,752	70,752	
研 修 費			
要 請 ・ 陳 情 活 動 費			
会 議 費			
資 料 作 成 費			
資 料 購 入 費			
広 報 ・ 広 聴 費	474,827	474,827	
人 件 費	876,746	876,746	
事 務 ・ 事 務 所 費	1,101,065	1,101,065	
支 出 合 計	2,523,390	2,523,390	

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
【調査研究費】 時事通信社 IJUMP と 契約 視察ガソリン代	4/1～11/30 4/1～3/31	政務活動の情報収集
【広報・広聴費】 市政報告書の印刷と 配布	4/1～3/31	市政報告書に記載された内容に合致する堺市内の各地・各駅で配布・ポスティングの為、レポートの作成・印刷を行いました。
【人件費】 事務員の雇用	4/1～3/31	市政に関する調査研究及び市政相談を行う為、事務員を雇用しました。
【事務・事務所費】 事務所費用	4/1～3/31	市政に関する調査研究及び市政相談を行う為の事務所費用（家賃・電話・インターネット・光熱費・自動車リース代・文房具費等）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

藤井 載子

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
07.04.07	4-1		36,453	-36,453	3月分自動車のリース代金	⑨	
07.04.10	4-2		182,872	-219,325	市政レポート(東区全戸配布)代金	⑦	
07.04.10	4-3		35,420	-254,745	4月分事務所賃借料	⑨	
07.04.10		810,000		555,255			
07.04.18	4-4		2,076	553,179	4月分電気代金	⑨	
07.04.18	4-5		3,400	549,779	ガソリン代金	①	
07.04.20	4-6		16,000	533,779	市政レポート(デザイン)代金	⑦	
07.04.22	4-7		22,891	510,888	市政レポート(郵便)代金	⑦	
07.04.28	4-8		5,908	504,980	3月分インターネット、電話代金	⑨	
07.04.30	4-9		73,328	431,652	4月分人件費	⑧	
月計		810,000	378,348				
累計		810,000	378,348	431,652			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

藤井 載子

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
07.05.07	5-1		36,453	395,199	4月分自動車のリース代金	⑨	
07.05.09	5-2		35,420	359,779	5月分事務所賃借料	⑨	
07.05.15	5-3		3,091	356,688	ガソリン代金	①	
07.05.22	5-4		1,841	354,847	5月分電気代金	⑨	
07.05.26	5-5		1,144	353,703	3～4月分水道料金	⑨	
07.05.27	5-6		6,013	347,690	4月分インターネット、電話代金	⑨	
07.05.27	5-7		2,136	345,554	市政レポート（印刷）代金	⑦	
07.05.27	5-8		73,432	272,122	市政レポート（印刷）代金	⑦	
07.05.27	5-9		924	271,198	クリアホルダー代金	⑨	
07.05.30	5-10		73,328	197,870	5月分人件費	⑧	
月計		0	233,782				
累計		810,000	612,130	197,870			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

藤井 載子

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
07.06.05	6-1		36,453	161,417	5月分自動車のリース代金	⑨	
07.06.10	6-2		16,500	144,917	JAMP購読料7~9月分	①	
07.06.16	6-3		35,420	109,497	6月分事務所賃借料	⑨	
07.06.17	6-4		713	108,784	ラベルシール用紙	⑨	
07.06.19	6-5		1,705	107,079	6月分電気代金	⑨	
07.06.20	6-6		177,496	-70,417	市政レポート(東区全戸配布)代金	⑤	
07.06.26	6-7		420	-70,837	視察旅費(電車代)	①	
07.06.26	6-8		290	-71,127	視察旅費(電車代)	①	
07.06.26	6-9		14,520	-85,647	視察旅費(電車代)	①	
07.06.26	6-10		178	-85,825	視察旅費(電車代)	①	
07.06.27	6-11		5,936	-91,761	5月分インターネット、電話代金	⑨	
07.06.27	6-12		3,040	-94,801	ラベルシール代金	⑨	
07.06.27	6-13		10,920	-105,721	インク代金	⑨	
07.06.27	6-14		4,208	-109,929	コピー用紙	⑨	
07.06.29	6-15		3,198	-113,127	ガソリン代金	①	
07.06.30	6-15		35,420	-148,547	7月分事務所賃借料	⑨	
07.06.30	6-17		69,000	-217,547	6月分人件費	⑧	
月計		0	415,417				
累計		810,000	1,027,547	-217,547			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

藤井 載子

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
07.07.07	7-1		36,453	-254,000	6月分自動車のリース代金	⑨	
07.07.10	7-2		6,882	-260,882	源泉徴収税（1～6月分）	⑧	
07.07.10		810,000		549,118			
07.07.16	7-3		3,200	545,918	ガソリン代金	①	
07.07.18	7-4		2,597	543,321	7月分電気代金	⑨	
07.07.24	7-5		176	543,145	ペーパータオル代金	⑨	
07.07.28	7-6		1,176	541,969	5～6月分水道料金	⑨	
07.07.28	7-7		6,048	535,921	6月分インターネット、電話代金	⑨	
07.07.29	7-8		35,420	500,501	8月分事務所賃借料	⑨	
07.07.31	7-9		77,728	422,773	7月分人件費	⑧	
月計		810,000	169,680				
累計		1,620,000	1,197,227	422,773			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

藤井 載子

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
07.08.05	8-1		36,453	386,320	7月分自動車のリース代金	⑨	
07.08.17	8-2		3,432	382,888	ガソリン代金	①	
07.08.25	8-3		2,761	380,127	8月分電気代金	⑨	
07.08.27	8-4		6,600	373,527	7月分インターネット、電話代金	⑨	
07.08.27	8-5		35,420	338,107	9月分事務所賃借料	⑨	
07.08.29	8-6		64,400	273,707	8月分人件費	⑧	
月計		0	149,066				
累計		1,620,000	1,346,293	273,707			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

藤井 載子

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
07.09.05	9-1		36,453	237,254	8月分自動車のリース代金	⑨	
07.09.10	9-2		11,000	226,254	JAMP購読料10～11月分	①	
07.09.19	9-3		2,536	223,718	9月分電気代金	⑨	
07.09.26	9-4		1,144	222,574	7～8月分水道料金	⑨	
07.09.26	9-5		602	221,972	乾電池代金	⑨	
07.09.29	9-6		5,916	216,056	8月分インターネット、電話代金	⑨	
07.09.30	9-7		73,328	142,728	9月分人件費	⑧	
月計		0	130,979				
累計		1,620,000	1,477,272	142,728			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

藤井 載子

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
07.10.06	10-1		36,453	106,275	9月分自動車のリース代金	⑨	
07.10.10		810,000		916,275			
07.10.10	10-2		35,420	880,855	10月分事務所賃借料	⑨	
07.10.11	10-3		2,881	877,974	ガソリン代金	①	
07.10.21	10-4		2,220	875,754	10月分電気代金	⑨	
07.10.22	10-5		88	875,666	切手代金	⑨	
07.10.24	10-6		3,040	872,626	フィルターエレメント交換代	⑨	
07.10.27	10-7		5,861	866,765	9月分インターネット、電話代金	⑨	
07.10.31	10-8		79,496	787,269	10月分人件費	⑧	
月計		810,000	165,459				
累計		2,430,000	1,642,731	787,269			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

藤井 載子

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
07.11.05	11-1		36,453	750,816	10月分自動車のリース代金	⑨	
07.11.13	11-2		35,420	715,396	11月分事務所賃借料	⑨	
07.11.20	11-3		1,900	713,496	11月分電気代金	⑨	
07.11.26	11-4		1,176	712,320	9~10月分水道料金	⑨	
07.11.27	11-5		8,784	703,536	インク代金	⑨	
07.11.27	11-6		5,897	697,639	10月分インターネット、電話代金	⑨	
07.11.28	11-7		2,997	694,642	ガソリン代金	①	
07.11.28	11-8		35,420	659,222	12月分事務所賃借料	⑨	
07.11.28	11-9		66,080	593,142	11月分人件費	⑧	
月計		0	194,127				
累計		2,430,000	1,836,858	593,142			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

藤井 載子

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
07.12.05	12-1		36,453	556,689	11月分自動車のリース代金	⑨	
07.12.18	12-2		1,707	554,982	12月分電気代金	⑨	
07.12.29	12-3		5,814	549,168	11月分インターネット、電話代金	⑨	
07.12.29	12-4		70,696	478,472	12月分人件費	⑧	
月計		0	114,670				
累計		2,430,000	1,951,528	478,472			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 藤井 載子

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
08.1.05	1-1		36,453	442,019	12月分自動車のリース代金	⑨	
08.1.09	1-2		35,420	406,599	1月分事務所賃借料	⑨	
08.1.09		810,000		1,216,599			
08.1.09	1-3		1,592	1,215,007	源泉徴収税（7～12月分）	⑧	
08.1.17	1-4		2,777	1,212,230	ガソリン代金	①	
08.1.23	1-5		2,004	1,210,226	1月分電気代金	⑨	
08.1.26	1-6		1,144	1,209,082	11～12月分水道料金	⑨	
08.1.26	1-7		62,048	1,147,034	自動車保険代金	⑨	
08.1.27	1-8		2,980	1,144,054	ワイヤレスマウス代金	⑨	
08.1.27	1-9		5,861	1,138,193	12月分インターネット、電話代金	⑨	
08.1.29	1-10		35,420	1,102,773	2月分事務所賃借料	⑨	
08.1.30	1-11		70,696	1,032,077	1月分人件費	⑧	
月計		810,000	256,395				
累計		3,240,000	2,207,923	1,032,077			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

藤井 載子

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
08.2.05	2-1		36,453	995,624	1月分自動車のリース代金	⑨	
08.2.17	2-2		602	995,022	乾電池代金	⑨	
08.2.20	2-3		2,236	992,786	2月分電気代金	⑨	
08.2.21	2-4		2,868	989,918	ガソリン代金	①	
08.2.27	2-5		669	989,249	アダプター代金	⑨	
08.2.27	2-6		600	988,649	充電ケーブル代金	⑨	
08.2.27	2-7		918	987,731	充電ケーブル代金	⑨	
08.2.27	2-8		5,872	981,859	1月分インターネット、電話代金	⑨	
08.2.27	2-9		35,420	946,439	3月分事務所賃借料	⑨	
08.2.27	2-10		70,696	875,743	2月分人件費	⑧	
月計		0	156,334				
累計		3,240,000	2,364,257	875,743			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

藤井 載子

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
08.3.05	3-1		36,453	839,290	2月分自動車のリース代金	⑨	
08.3.23	3-2		1,908	837,382	3月分電気代金	⑨	
08.3.26	3-3		32	837,350	1~2月分水道料金	⑨	
08.3.27	3-4		5,824	831,526	2月分インターネット、電話代金	⑨	
08.3.31	3-5		35,420	796,106	4月分事務所賃借料	⑨	
08.3.31	3-6		79,496	716,610	2月分人件費	⑧	
月計		0	159,133				
累計		3,240,000	2,523,390	716,610			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名

藤井 載子

ふりがな	[REDACTED]					
被雇用者の氏名	[REDACTED]					
生年月日	[REDACTED]					
住所	〒 [REDACTED] 堺市 [REDACTED]					
雇用期間 (雇用開始日)	2025 年 4 月 1 日 ~ 2026 年 3 月 31 日					
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)					
勤務時間数	20 時間 / 週 (1日 5 時間 × 4 日 / 週)					
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1, 150 円				
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input checked="" type="checkbox"/> 政党活動 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会活動 <input 2"="" type="checkbox/>()活動</td> </tr> <tr> <td rowspan="/> 按分			80	<input type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 <u>(週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 16 時間</u> (週勤務時間数) 20 時間	
%	<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照					
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていることを条件とする。					
備考						


※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		
現 住 所	堺市 	TEL
下記の条件で契約します。		
雇用期間	2025年 4月 1日から 2026年 3月 31日まで	
就業場所	堺市東区西野 401-2-210	
仕事内容	政務活動にかかる補助及び関係書類の作成 後援会関係事務 政党活動事務	
就業時間 (休憩時間)	午前・午後 1時30分から 午前・午後 6時30分まで ()	
休 日	土、日、祝日、年末年始、夏季休暇、月曜日から金曜日の間で1日	
給与(賃金)	時給 1,150円	
給与支払	月末締、月末払い	
給与振込先	手渡し	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。 <div style="float: right; margin-top: 20px;"> 令和7年4月1日 雇用者 藤井 載子  被雇用者 </div>		

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名

藤井 載子

ふりがな			
被雇用者の氏名			
生年月日			
住所	〒 XXXXXXXXXX 堺市 XXXXXXXXXX		
雇用期間 (雇用開始日)	2025 年 10 月 1 日 ~ 2026 年 3 月 31 日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	20 時間 / 週 (1日 5 時間 × 4 日 / 週)		
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1, 180 円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input checked="" type="checkbox"/> 政党活動 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> ()活動		
按分	80	<input type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 <u>(週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 16 時間</u> (週勤務時間数) 20 時間	
	%	<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていることを条件とする。		
備考			

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		
現 住 所	堺市 	TEL
下記の条件で契約します。		
雇用期間	2025年 10月 1日から 2026年 3月 31日まで	
就業場所	堺市東区西野 401-2-210	
仕事内容	政務活動にかかる補助及び関係書類の作成 後援会関係事務 政党活動事務	
就業時間 (休憩時間)	午前・ 午後 1時30分から 午前・ 午後 6時30分まで ()	
休 日	土、日、祝日、年末年始、夏季休暇、月曜日から金曜日の間で1日	
給与(賃金)	時給 1,180円	
給与支払	月末締、月末払い	
給与振込先	手渡し	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
<p>契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-end; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: right;"> <p>雇用者</p> <p>被雇用者</p> </div> <div style="text-align: right;"> <p>令和7年10月1日</p> <p>藤井 載子 </p> <div style="background-color: black; width: 150px; height: 20px; margin-top: 5px;"></div> </div> </div>		

出 勤 簿 (2025 年 4 月)

氏名：



日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1日	火	13:30	18:30	5:00	:	
2日	水	:	:	:	:	
3日	木	13:30	18:30	5:00	:	
4日	金	13:30	18:30	5:00	:	
5日	土	:	:	:	:	
6日	日	:	:	:	:	
7日	月	13:30	18:30	5:00	:	
8日	火	13:30	18:30	5:00	:	
9日	水	:	:	:	:	
10日	木	13:30	18:30	5:00	:	
11日	金	13:30	18:30	5:00	:	
12日	土	:	:	:	:	
13日	日	:	:	:	:	
14日	月	13:30	18:30	5:00	:	
15日	火	13:30	18:30	5:00	:	
16日	水	:	:	:	:	
17日	木	13:30	18:30	5:00	:	
18日	金	13:30	18:30	5:00	:	
19日	土	:	:	:	:	
20日	日	:	:	:	:	
21日	月	13:30	18:30	5:00	:	
22日	火	13:30	18:30	5:00	:	
23日	水	:	:	:	:	
24日	木	13:30	18:30	5:00	:	
25日	金	13:30	18:30	5:00	:	
26日	土	:	:	:	:	
27日	日	:	:	:	:	
28日	月	13:30	18:30	5:00	:	
29日	火	:	:	:	:	祝日
30日	水					
合計				80:00	:	
出勤日数				16日		



出勤簿 (2025 年 5 月)

氏名： XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1日	木	13:30	18:30	5:00	:	
2日	金	13:30	18:30	5:00	:	
3日	土	:	:	:	:	
4日	日	:	:	:	:	
5日	月	:	:	:	:	祝日
6日	火	:	:	:	:	祝日
7日	水	:	:	:	:	
8日	木	13:30	18:30	5:00	:	
9日	金	13:30	18:30	5:00	:	
10日	土	:	:	:	:	
11日	日	:	:	:	:	
12日	月	13:30	18:30	5:00	:	
13日	火	13:30	18:30	5:00	:	
14日	水	:	:	:	:	
15日	木	13:30	18:30	5:00	:	
16日	金	13:30	18:30	5:00	:	
17日	土	:	:	:	:	
18日	日	:	:	:	:	
19日	月	13:30	18:30	5:00	:	
20日	火	13:30	18:30	5:00	:	
21日	水	:	:	:	:	
22日	木	13:30	18:30	5:00	:	
23日	金	13:30	18:30	5:00	:	
24日	土	:	:	:	:	
25日	日	:	:	:	:	
26日	月	13:30	18:30	5:00	:	
27日	火	13:30	18:30	5:00	:	
28日	水	:	:	:	:	
29日	木	13:30	18:30	5:00	:	
30日	金	13:30	18:30	5:00	:	
31日	土					
合計				80:00	:	
出勤日数				16日		



出勤簿 (2025 年 6 月)

氏名：



日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	日	:	:	:	:	
2日	月	13:30	18:30	5:00	:	
3日	火	13:30	18:30	5:00	:	
4日	水	:	:	:	:	
5日	木	13:30	18:30	5:00	:	
6日	金	13:30	18:30	5:00	:	
7日	土	:	:	:	:	
8日	日	:	:	:	:	
9日	月	13:30	18:30	5:00	:	
10日	火	13:30	18:30	5:00	:	
11日	水	:	:	:	:	
12日	木	13:30	18:30	5:00	:	
13日	金	13:30	18:30	5:00	:	
14日	土	:	:	:	:	
15日	日	:	:	:	:	
16日	月	13:30	18:30	5:00	:	
17日	火	13:30	18:30	5:00	:	
18日	水	:	:	:	:	
19日	木	13:30	18:30	5:00	:	
20日	金	13:30	18:30	5:00	:	
21日	土	:	:	:	:	
22日	日	:	:	:	:	
23日	月	13:30	18:30	5:00	:	
24日	火	13:30	18:30	5:00	:	
25日	水	:	:	:	:	
26日	木	:	:	:	:	欠勤
27日	金	:	:	:	:	欠勤
28日	土	:	:	:	:	
29日	日	:	:	:	:	
30日	月	13:30	18:30	5:00	:	
合計				75:00	:	
出勤日数				15日		



出勤簿 (2025 年 7 月)

氏名： XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	火	13:30	18:30	5:00	:	
2日	水	:	:	:	:	
3日	木	13:30	18:30	5:00	:	
4日	金	13:30	18:30	5:00	:	
5日	土	:	:	:	:	
6日	日	:	:	:	:	
7日	月	13:30	18:30	5:00	:	
8日	火	13:30	18:30	5:00	:	
9日	水	:	:	:	:	
10日	木	13:30	18:30	5:00	:	
11日	金	13:30	18:30	5:00	:	
12日	土	:	:	:	:	
13日	日	:	:	:	:	
14日	月	13:30	18:30	5:00	:	
15日	火	13:30	18:30	5:00	:	
16日	水	:	:	:	:	
17日	木	13:30	18:30	5:00	:	
18日	金	13:30	18:30	5:00	:	
19日	土	:	:	:	:	
20日	日	:	:	:	:	
21日	月	:	:	:	:	祝日
22日	火	13:30	18:30	5:00	:	
23日	水	:	:	:	:	
24日	木	13:30	18:30	5:00	:	
25日	金	13:30	18:30	5:00	:	
26日	土	:	:	:	:	
27日	日	:	:	:	:	
28日	月	13:30	18:30	5:00	:	
29日	火	13:30	18:30	5:00	:	
30日	水	:	:	:	:	
31日	木	13:30	18:30	5:00	:	
合計				85:00	:	
出勤日数				17日		



出勤簿 (2025 年 8 月)

氏名： XXXXXXXXXX

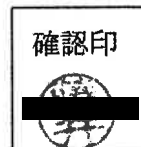
日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	金	13:30	18:30	5:00	:	
2日	土	:	:	:	:	
3日	日	:	:	:	:	
4日	月	13:30	18:30	5:00	:	
5日	火	13:30	18:30	5:00	:	
6日	水	:	:	:	:	
7日	木	13:30	18:30	5:00	:	
8日	金	13:30	18:30	5:00	:	
9日	土	:	:	:	:	
10日	日	:	:	:	:	
11日	月	:	:	:	:	祝日
12日	火	13:30	18:30	5:00	:	
13日	水	:	:	:	:	
14日	木	13:30	18:30	5:00	:	
15日	金	13:30	18:30	5:00	:	
16日	土	:	:	:	:	
17日	日	:	:	:	:	
18日	月	13:30	18:30	5:00	:	
19日	火	13:30	18:30	5:00	:	
20日	水	:	:	:	:	
21日	木	:	:	:	:	休み
22日	金	:	:	:	:	休み
23日	土	:	:	:	:	
24日	日	:	:	:	:	
25日	月	13:30	18:30	5:00	:	
26日	火	13:30	18:30	5:00	:	
27日	水	:	:	:	:	
28日	木	13:30	18:30	5:00	:	
29日	金	13:30	18:30	5:00	:	
30日	土	:	:	:	:	
31日	日	:	:	:	:	
合計				70:00	:	
出勤日数				14日		



出勤簿 (2025 年 9 月)

氏名： XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1日	月	13:30	18:30	5:00	:	
2日	火	13:30	18:30	5:00	:	
3日	水	:	:	:	:	
4日	木	13:30	18:30	5:00	:	
5日	金	13:30	18:30	5:00	:	
6日	土	:	:	:	:	
7日	日	:	:	:	:	
8日	月	13:30	18:30	5:00	:	
9日	火	13:30	18:30	5:00	:	
10日	水	:	:	:	:	
11日	木	13:30	18:30	5:00	:	
12日	金	13:30	18:30	5:00	:	
13日	土	:	:	:	:	
14日	日	:	:	:	:	
15日	月	:	:	:	:	祝日
16日	火	13:30	18:30	5:00	:	
17日	水	:	:	:	:	
18日	木	13:30	18:30	5:00	:	
19日	金	13:30	18:30	5:00	:	
20日	土	:	:	:	:	
21日	日	:	:	:	:	
22日	月	13:30	18:30	5:00	:	
23日	火	:	:	:	:	祝日
24日	水	:	:	:	:	
25日	木	13:30	18:30	5:00	:	
26日	金	13:30	18:30	5:00	:	
27日	土	:	:	:	:	
28日	日	:	:	:	:	
29日	月	13:30	18:30	5:00	:	
30日	火	13:30	18:30	5:00	:	
		:	:	:	:	
合計				80:00	:	
出勤日数				16日		



出 勤 簿 (2025 年 10 月)

氏名： XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1日	水	:	:	:	:	
2日	木	13:30	18:30	5:00	:	
3日	金	13:30	18:30	5:00	:	
4日	土	:	:	:	:	
5日	日	:	:	:	:	
6日	月	13:30	18:30	5:00	:	
7日	火	13:30	18:30	5:00	:	
8日	水	:	:	:	:	
9日	木	13:30	18:30	5:00	:	
10日	金	13:30	18:30	5:00	:	
11日	土	:	:	:	:	
12日	日	:	:	:	:	
13日	月	:	:	:	:	祝日
14日	火	13:30	18:30	5:00	:	
15日	水	:	:	:	:	
16日	木	13:30	18:30	5:00	:	
17日	金	13:30	18:30	5:00	:	
18日	土	:	:	:	:	
19日	日	:	:	:	:	
20日	月	13:30	18:30	5:00	:	
21日	火	13:30	18:30	5:00	:	
22日	水	:	:	:	:	
23日	木	13:30	18:30	5:00	:	
24日	金	13:30	18:30	5:00	:	
25日	土	:	:	:	:	
26日	日	:	:	:	:	
27日	月	13:30	18:30	5:00	:	
28日	火	13:30	18:30	5:00	:	
29日	水	:	:	:	:	
30日	木	13:30	18:30	5:00	:	
31日	金	13:30	18:30	5:00	:	
合計				85:00	:	
出勤日数				17日		



出 勤 簿 (2025 年 11 月)

氏名： XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1日	土	:	:	:	:	
2日	日	:	:	:	:	
3日	月	:	:	:	:	祝日
4日	火	13:30	18:30	5:00	:	
5日	水	:	:	:	:	
6日	木	13:30	18:30	5:00	:	
7日	金	13:30	18:30	5:00	:	
8日	土	:	:	:	:	
9日	日	:	:	:	:	
10日	月	13:30	18:30	5:00	:	
11日	火	13:30	18:30	5:00	:	
12日	水	:	:	:	:	
13日	木	13:30	18:30	5:00	:	
14日	金	13:30	18:30	5:00	:	
15日	土	:	:	:	:	
16日	日	:	:	:	:	
17日	月	13:30	18:30	5:00	:	
18日	火	13:30	18:30	5:00	:	
19日	水	:	:	:	:	
20日	木	13:30	18:30	5:00	:	
21日	金	13:30	18:30	5:00	:	
22日	土	:	:	:	:	
23日	日	:	:	:	:	
24日	月	:	:	:	:	祝日
25日	火	13:30	18:30	5:00	:	
26日	水	:	:	:	:	
27日	木	13:30	18:30	5:00	:	
28日	金	13:30	18:30	5:00	:	
29日	土	:	:	:	:	
30日	日	:	:	:	:	
合計				70:00	:	
出勤日数				14日		



出勤簿 (2025 年 12 月)

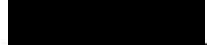
氏名： XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	月	13:30	18:30	5:00	:	
2日	火	13:30	18:30	5:00	:	
3日	水	:	:	:	:	
4日	木	13:30	18:30	5:00	:	
5日	金	13:30	18:30	5:00	:	
6日	土	:	:	:	:	
7日	日	:	:	:	:	
8日	月	13:30	18:30	5:00	:	
9日	火	13:30	18:30	5:00	:	
10日	水	:	:	:	:	
11日	木	13:30	18:30	5:00	:	
12日	金	13:30	18:30	5:00	:	
13日	土	:	:	:	:	
14日	日	:	:	:	:	
15日	月	13:30	18:30	5:00	:	
16日	火	13:30	18:30	5:00	:	
17日	水	:	:	:	:	
18日	木	13:30	18:30	5:00	:	
19日	金	13:30	18:30	5:00	:	
20日	土	:	:	:	:	
21日	日	:	:	:	:	
22日	月	13:30	18:30	5:00	:	
23日	火	13:30	18:30	5:00	:	
24日	水	:	:	:	:	
25日	木	:	:	:	:	
26日	金	:	:	:	:	
27日	土	:	:	:	:	
28日	日	:	:	:	:	
29日	月	13:30	18:30	5:00	:	
30日	火	:	:	:	:	
31日	水					
合計				75:00	:	
出勤日数				15日		



出勤簿 (2026 年 1 月)

氏名：



日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	木	:	:	:	:	
2日	金	:	:	:	:	
3日	土	:	:	:	:	
4日	日	:	:	:	:	
5日	月	13:30	18:30	5:00	:	
6日	火	13:30	18:30	5:00	:	
7日	水	:	:	:	:	
8日	木	13:30	18:30	5:00	:	
9日	金	13:30	18:30	5:00	:	
10日	土	:	:	:	:	
11日	日	:	:	:	:	
12日	月	:	:	:	:	祝日
13日	火	13:30	18:30	5:00	:	
14日	水	:	:	:	:	
15日	木	13:30	18:30	5:00	:	
16日	金	13:30	18:30	5:00	:	
17日	土	:	:	:	:	
18日	日	:	:	:	:	
19日	月	13:30	18:30	5:00	:	
20日	火	13:30	18:30	5:00	:	
21日	水	:	:	:	:	
22日	木	13:30	18:30	5:00	:	
23日	金	13:30	18:30	5:00	:	
24日	土	:	:	:	:	
25日	日	:	:	:	:	
26日	月	13:30	18:30	5:00	:	
27日	火	13:30	18:30	5:00	:	
28日	水	:	:	:	:	
29日	木	13:30	18:30	5:00	:	
30日	金	13:30	18:30	5:00	:	
31日	土					
合計				75:00	:	
出勤日数				15日		



出勤簿 (2026 年 2 月)

氏名：



日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	日	:	:	:	:	
2日	月	13:30	18:30	5:00	:	
3日	火	13:30	18:30	5:00	:	
4日	水	:	:	:	:	
5日	木	13:30	18:30	5:00	:	
6日	金	13:30	18:30	5:00	:	
7日	土	:	:	:	:	
8日	日	:	:	:	:	
9日	月	13:30	18:30	5:00	:	
10日	火	13:30	18:30	5:00	:	
11日	水	:	:	:	:	祝日
12日	木	13:30	18:30	5:00	:	
13日	金	13:30	18:30	5:00	:	
14日	土	:	:	:	:	
15日	日	:	:	:	:	
16日	月	13:30	18:30	5:00	:	
17日	火	13:30	18:30	5:00	:	
18日	水	:	:	:	:	
19日	木	13:30	18:30	5:00	:	
20日	金	13:30	18:30	5:00	:	
21日	土	:	:	:	:	
22日	日	:	:	:	:	
23日	月	:	:	:	:	祝日
24日	火	13:30	18:30	5:00	:	
25日	水	:	:	:	:	
26日	木	13:30	18:30	5:00	:	
27日	金	13:30	18:30	5:00	:	
28日	土	:	:	:	:	
合計				75:00	:	
出勤日数				15日		



出勤簿 (2026 年 3 月)

氏名： XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日	日	:	:	:	:	
2日	月	13:30	18:30	5:00	:	
3日	火	13:30	18:30	5:00	:	
4日	水	:	:	:	:	
5日	木	13:30	18:30	5:00	:	
6日	金	13:30	18:30	5:00	:	
7日	土	:	:	:	:	
8日	日	:	:	:	:	
9日	月	13:30	18:30	5:00	:	
10日	火	13:30	18:30	5:00	:	
11日	水	:	:	:	:	
12日	木	13:30	18:30	5:00	:	
13日	金	13:30	18:30	5:00	:	
14日	土	:	:	:	:	
15日	日	:	:	:	:	
16日	月	13:30	18:30	5:00	:	
17日	火	13:30	18:30	5:00	:	
18日	水	:	:	:	:	
19日	木	13:30	18:30	5:00	:	
20日	金	:	:	:	:	祝日
21日	土	:	:	:	:	
22日	日	:	:	:	:	
23日	月	13:30	18:30	5:00	:	
24日	火	13:30	18:30	5:00	:	
25日	水	:	:	:	:	
26日	木	13:30	18:30	5:00	:	
27日	金	13:30	18:30	5:00	:	
28日	土	:	:	:	:	
29日	日	:	:	:	:	
30日	月	13:30	18:30	5:00	:	
31日	火	13:30	18:30	5:00	:	
合計				85:00	:	
出勤日数						17日



事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名 **藤井 載子**

管理責任者 (議員名)	藤井 載子		
事務所名	藤井 とし子事務所		
所在地	〒 599-8125 堺市東区西野 401 番地 2 SOLO やぶ内 210 TEL 072 (289) 6112		
兼用の有無	<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所 <input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所 (賃貸借契約先 XXXXXXXXXX)		
	他用途との兼用 ■ 有 ⇒ □ 無	<input type="checkbox"/> 私的使用	
		<input checked="" type="checkbox"/> 後援会事務所	
		<input checked="" type="checkbox"/> 政党活動事務所	
		<input type="checkbox"/> 会社等 (関係団体)	
延べ面積	18.96 m ²	賃借料	月額 44,000 円 (政務活動費充当額 35,200 円)
政務活動事務所 として使用する 割合	80 %	(次のいずれかの説明方法を選択) <input checked="" type="checkbox"/> 使用面積による 使用面積 15.16 m ² /延べ面積 (m ²) <input type="checkbox"/> 使用時間による 月 時間のうち 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	<input checked="" type="checkbox"/> 電気代・・・80 % <input checked="" type="checkbox"/> 水道代・・・80 % <input type="checkbox"/> ガス代・・・ % <input checked="" type="checkbox"/> 固定電話代・・・80 % <input checked="" type="checkbox"/> その他 (インターネット使用料・事務所使用備品等)・・・80 %	
	駐車場 賃借料	%	月額 円 (政務活動費充当 円)
		【所在地】	
所有区分	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考			

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

(3) 賃料、共益費

	金額	支払い方法	振込による場合
賃料	月額 40,000円	■賃料、消費税、浄化槽 使用料を振込による方法 により、毎月末日迄に着 金になるように、翌月分を 先払いする。 ■振込に掛かる費用は、 乙の負担とする。	金融機関名 池田泉州銀行 北野田支店
消費税	2019年9月30日迄 月額 3,200円		預金 <input checked="" type="radio"/> 普通 <input type="radio"/> 当座
消費税	2019年10月1日～ 月額 4,000円		口座番号 [REDACTED]
光熱費	実費		宛先名義人 [REDACTED]
			フリガナ [REDACTED]

(4) 敷金・礼金

敷金	円	礼金(税込)	金 [REDACTED]円
----	---	--------	---------------

(5) 賃貸人及び管理人

賃貸人 (社名・代表者)	住所	〒 [REDACTED] 大阪府堺市 [REDACTED]	TEL [REDACTED]
管理人 (社名・代表者)	住所	〒 [REDACTED] 大阪府堺市 [REDACTED]	TEL [REDACTED]

(6) 入居者

賃借人	氏名	商号・名称・営業種目・職業	本人との関係、法人の場合 地位(代表者、所長、管理 責任者、社員等)
(本人)	藤井 載子	議員事務所	本人
家族又は従業者・ 社員など本物件建物 内入居者 (多人数の場合はそ の他従業員〇〇名)等 記入			
()人			

(7) 連帯保証人

連帯保証人	住所	大阪府堺市 [REDACTED]		
	氏名	[REDACTED]	年齢	[REDACTED]歳
	職業	[REDACTED]	借主との関係	[REDACTED]

6. 乙は、礼金として標記金額を甲に差し入れるものとする。本契約の礼金は、本契約締結に際し、一時金として借主が負担する金員であり返還されません。また、契約期間の長短に拘らず返還されません。

(本物件内の造作等)

第5条 乙は、本物件内について第1条第2項の使用目的のため内装および設備工事等施工するときは、仕様・工程等につき事前に甲の書面による承諾を得た後に、自らの責任と費用負担のもとに実施することができる。

ただし、この場合施工業者については、甲および乙の双方が協議のうえ決定する。

2. 乙は、前項の工事を実施するときは周辺の第三者に損害・迷惑等を及ぼすことのないよう注意して施工するものとし、当該工事によって、本物件を毀損または滅失せしめたときは直ちに甲に通知すると共にその損害を賠償せねばならず、また、第三者から異議苦情等の申出があったときは乙の責任と負担において速やかにこれを解決しなければならない。

(設備・造作等の変更)

第6条 乙が本物件の内外装設備・仕様または前条により乙が施工した造作を下記の各号に定めることその他、改造、除去、変更するなど現状を変更しようとするときは、あらかじめ甲に仕様書、設計図、請負業者届を提出し、書面による承諾を得たのちに着手しなければならない。

(1)本物件内の造作、間仕切、建具等の新增設または模様替え。

(2)電灯の新增設、移設、電話の引込架線、およびその他の設備の新增設、移転、変更等。

(3)本物件の外表面（出入口扉、窓ガラス、シャッター等を含む）での商号、商標、その他の表示。

2. 前項の工事に要する費用は、乙の負担とする。

(修理等)

第7条 本物件の屋根、柱、壁、梁、床等主要構造部の維持保全に必要な修理は甲の負担とする。

2. 本物件内の畳・建具類、壁面・天井のクロス、フロアシート、ガラス、照明器具、その他付属品等の損耗による修理は乙の負担とする。

3. 厨房設備、トイレ、冷暖房器、給湯器、換気扇、給排水設備、付属機械設備等付属設備が、修理、取換えの必要な場合は、これに要する費用は乙の負担とする。

4. 電球、蛍光灯、LED、ヒューズ、パッキン等の取換えは乙の負担とする。

5. 乙は、本物件につき修繕を必要とする箇所を発見したときには、速やかに甲に通知しなければならない。

6. 乙は、本物件および諸造作設備の修理を自らの負担において実施する場合であっても、その修理の実施および方法についてはあらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

(免責)

第8条 地震、火災、風水害等の災害、盗難その他不可抗力と認められる事故、または甲・乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲または乙の損害について、甲または乙は互いにその責を負わないものとする。

(遵守事項)

第9条 乙は、善良なる管理者の注意をもって本物件および本物件建物内の諸設備を使用しなければならない。また、乙の営業活動にかかり、近隣居住者等に迷惑となるような一切の行為をしてはならない。

(乙の届出義務)

第10条 乙または連帯保証人は、次の各号に該当するときは、直ちに書面により甲に届け出なければならない。

- (1) 乙の住所、商号、営業種目、組織、代表者に変更が生じたとき。
- (2) 乙または連帯保証人が、成年被後見人、被保佐人、被補助人の宣告を受けたとき、または連帯保証人が破産したとき。
- (3) 標記に記載した入居者に変更のあるとき。
- (4) 乙または連帯保証人が死亡したとき。
- (5) 1ヵ月以上にわたり不在する場合における不在期間および連絡先。
- (6) 本物件を毀損または滅失したとき。
- (7) 出入口の鍵を紛失したとき若しくは取り替えるとき。

(承諾が必要な事項)

第11条 乙は、次の各号に該当する行為をしようとするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

- (1) 大型金庫、大型書庫・ロッカー、機械設備等重量物の搬入据付け等をするとき。
- (2) 第5条(本物件内の造作等)または第6条(設備・造作等の変更)に該当する行為をしようとするとき。

(禁止事項)

第12条 乙は、次の各号の一に該当する行為を行ってはならない。

- (1) 標記の使用目的以外に使用してはならない。
- (2) 本物件の全部または一部について賃借権を譲渡すること。
- (3) 本物件の全部または一部を第三者に転貸すること。
- (4) 本物件の全部または、一部に第三者の物品等を保管すること。
- (5) 建物及び工作物の新築・改築・増築を行うこと。
- (6) 有害物質の使用を行うこと。
- (7) 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品を製造及び保管すること。
- (8) 騒音等の迷惑行為及び危険な行為、近隣に迷惑となる行為を行うこと。
- (9) 反社会的集団(暴力団、過激な集団等)と関係を持つこと、または、これらの集団に加盟すること。
- (10) 本物件において犬、猫等動物の飼育をすること。

(第三者同居の禁止)

第13条 乙は、甲の書面による事前の承諾を得ないで、本物件に標記記載の者以外の第三者を同居させまたは使用させ或いは第三者の名義を表示してはならない。

(立入点検)

第14条 甲または甲指定の管理人その他甲の指定する者は、本物件建物の保全、衛生、防犯、防火、救護その他本物件建物の管理上必要があると認めたときはいつでも、乙に通知して本物件に立ち入り、これを点検し適宜の措置を講じることができる。

2. 前項の規定にかかわらず、非常の場合においては、乙に対する通知なくして前項の行為を行うことができるが、この場合甲は事後速やかに乙に報告するものとする。
3. 本契約終了後において本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が下見をするときは、甲及び下見をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
4. 前三項の場合、乙は甲の措置に協力しなければならない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催促したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

(1) 第3条の賃料等の支払義務

(2) 乙の故意又は過失により必要になった修繕に要する費用の負担義務

2. 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。

(1) 第1条の使用目的遵守義務

(2) 第11条(承諾が必要な事項)に規定する事項の遵守義務

(3) 第12条(禁止事項)に規定する事項の遵守義務

(4) 第13条(第三者同居の禁止)の遵守義務

(5) その他本契約書に規定する乙の義務

(6) 入居時に乙または連帯保証人について告げた事実的重大な虚偽があったことが判明した時

(7) 銀行取引の停止

(8) 破産手続きの開始

(9) 民事再生手続きの開始

(10) 会社更生手続きの開始

(11) 清算手続きの開始

(12) 監督官庁から営業停止または営業許可若しくは営業登録の取消処分を受けた時

(13) その他資産、信用状況が悪化しまたはそのおそれがあると認められる相当の事由がある時

(契約の終了)

第16条 次の各号に該当することがあったときは、本契約は終了するものとし、その結果生じた損害について、甲乙相互に損害賠償の請求をしない。

(1) 天災地変、火災その他甲および乙のいずれの責に帰すことのできない事由により本物件の全部または一部が滅失もしくは毀損して本物件の使用が不可能になったとき。

(2) 法令または条例の施行もしくは公権力の行使、関係官庁の指導等による本物件の収用、取り払い、使用禁止等の事由が発生したとき。

(期間内解約)

第17条 乙が、本契約を解除しようとするときは、解約日の3ヶ月前までに甲に書面で予告しなければならない。

ただし、乙は、予告に代えて賃料および共益費の3ヶ月分相当額を支払い即時解約することができる。

2. 甲が、本契約を解除しようとするときは、解約日の6ヶ月前までに乙に書面で予告しなければならない。

ただし、甲から解除を行う場合は、正当事由がある場合に限られる。

(明け渡し)

第18条 乙は、本契約終了と同時に、本物件を甲に明け渡さなければならない。この場合において、乙は本物件に付加した設備等を自己の費用をもって除去し、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状に回復しなければならない。

2. 甲および乙は、前項明け渡しに際しては、双方が立会のうえ確認し、損耗の存するときは、その内容および原状回復の施工方法について協議するものとする。

3. 乙は、明け渡しに際し、乙の費用で本件建物に付加した一切の造作について、甲にその買取りを請求することはできない。

4. 乙は、明け渡しに際し、移転料、立退き料等名目の如何を問わず甲に対し、一切の金銭請求をすることはできない。
5. 乙は、明け渡しが遅滞したときには、甲に対し、遅滞日数分の賃料および共益費の倍額相当額を損害金として支払わなければならない。

(連帯保証人)

- 第19条 標記連帯保証人は、本契約に基づく乙の一切の債務につき乙と連帯して履行の責を負う。
2. 連帯保証人は、法廷更新及び合意更新された場合でも、前項同様とする。
 3. 乙は、連帯保証人につき無資力、死亡等資格要件を欠くに至ったときには、甲の認める他の連帯保証人を付すものとする。
 4. 前項の場合、乙は、甲から連帯保証人の変更、または追加要求を受けた時は直ちに必要手続きをとらなければならない。
 5. 連帯保証人は、甲の承諾がなければ、この保証契約を解除することは出来ない。

(雜則)

- 第20条 本物件における電気、ガス、上水、電話、インターネット等の使用については、乙が直接当該事業者と契約を締結するものとする。

(火災保険)

- 第21条 甲は、引渡しまでに本物件に対して時価相当額の火災保険に加入するものとする。
2. 乙は、乙の備品・設備等を主契約とする借家人賠償責任特約付火災保険に加入するものとするものとし、その証書の写しを甲に提出するものとする。
 3. 前項1及び2に関する保険料及び更新料は、甲及び乙各々が負担するものとする。

(消費税)

- 第22条 乙は、第3条に定める賃料、第4条第6項の礼金および第18条第5項の損害金について、消費税としてそれらの8%相当額を負担するものとする。
2. 乙は、消費税の税改正が行われた場合は、改正後の消費税をそれぞれ加算し甲に支払うものとする。

(協議事項)

- 第23条 本契約に定めがない事項、または本契約条項に解釈上の疑義が生じた事項については、甲および乙が、民法その他関係法規および不動産取引の慣行に従い誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

- 第24条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(特約条項)

第25条 下記条項のとおりとする。

1. 貸主は、本物件を現状有姿で借主に引渡しするものとします。
2. 借主は、本物件内の維持管理及びメンテナンスを行うものとします。また、借主が営む事業等に必要な工事は借主の費用負担で行うものとします。
3. 本契約は、一代限りとし借主の変更及び権利の譲渡はできないものとします。
4. 契約条項第3条2項、第4条1項～5項全文抹消
5. 本契約の賃料発生起算日は、西暦2019年9月24日からとします。
6. 借主は、事業を営むにあたり、消防設備、看板設置・申請・許可等につき大阪府条例及び堺市条例に遵守するものとします。
7. 借主は、事務所内のごみ搬出については、堺市で定められている事業系一般廃棄物の取扱業者と直接契約を行い、借主の費用負担で処理及び支払い等を行うものとします。
8. 借主は、従業員・使用人・出入り業者・顧客等の管理責任を負うものとし、近隣テナント及び第三者に迷惑を及ぼさないよう配慮するものとします。万一、近隣テナント及び第三者から苦情・損害等が生じた場合は、借主の責任に於いて速やかに対応し解決するものとします。
9. 借主が新設・付加又は変更した諸造作・設備等に賦課される公租公課については、宛名名義の如何を問わず借主が負担するものとし、賦課分離の手続きに関して貸主に協力するものとします。
10. 契約条項第12条4項に違反してその物品等が明渡しに伴い、貸主より処分された時、借主がその物品所持者にその責任を負うものとします。
11. 本契約を更新する場合でも、更新手数料は掛からないものとします。
12. 明渡しに於いては、契約条項第18条に従い、借主の動産類及び屋号等を全て撤去し、貸主へ明渡すものとします。
13. 借主が明渡しに於いて、賃料の滞納、損害の賠償、その他本契約から生じた債務等が存在する時は、明渡し時までそれらを全て清算するものとします。

以上

26 条. 反社会的勢力排除条項

(反社会的勢力の排除)

- 第1条 甲および乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
 - (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと。
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。
 - (4) 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 相手に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

(禁止または制限される行為)

- 第2条 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
- (1) 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
 - (2) 本物件または本物件の周辺において、著しく粗野もしくは乱暴な言動を行い、または威勢を示すことにより、付近の住民または通行人に不安を覚えさせること。
 - (3) 本物件に反社会的勢力を居住させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。

(契約の解除)

- 第3条 甲または乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- (1) 第1条の確約に反する事実が判明したとき。
 - (2) 契約締結後に自らまたは役員が反社会的勢力に該当したとき。
2. 甲は、乙が前条各号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

お客様各位

『反社会的勢力排除条項』について

安全で住みよい社会は、すべての人に共通の願いです。暴力団等の反社会的勢力は、安全で住みよい社会の実現をおびやかす存在であり、国民生活から反社会的勢力を排除していくことが社会的に求められています。このような社会的要請のもと、各都道府県では、反社会的勢力排除の取組が積極的に進められており、ほとんどの都道府県で「暴力団排除条例」が制定されています。

「暴力団排除条例」では、おおむね、不動産所有者（売主・貸主）に対して、

- ① 暴力団事務所の用に供されることを知って、譲渡等に係る契約をしてはならない。
- ② 譲渡等に係る契約の締結前に、暴力団事務所の用に供するものではないことを確認するよう努める。
- ③ 譲渡等に係る契約において、次に掲げる事項を定めるよう努める。
 - ア 暴力団事務所の用に供してはならない
 - イ 暴力団事務所の用に供されることが判明したときは、催告することなく当該契約を解除することができる
- ④ 暴力団事務所の用に供されることが判明した場合、速やかに当該譲渡等に係る契約を解除するよう努める。

等が規定されています。

不動産流通業界では、「暴力団排除条例」に対応するため、警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課の指導の下、国土交通省総合政策局不動産課の協力を得て、「売買契約書」「媒介契約書」「賃貸住宅契約書」において反社会的勢力との取引を排除する規定を設けましたので、ご理解とご協力を頂きますようお願い致します。

記

〈趣旨〉

本規定は、契約書において①あらかじめ契約当事者が反社会的勢力でない旨等を相互に確約し、②契約後において取引の相手方が反社会的勢力であったことが判明した場合や反社会的勢力の事務所等に供された場合に、契約の解除等速やかに反社会的勢力の排除の対応ができるよう定めておくものです。

以上

社団法人大阪府宅地建物取引業協会

本契約を証するため本書二通を作成し、甲、乙、連帯保証人署名捺印の上、甲、乙各々その一通を保有する。

西暦 2019年 9月 24日

甲（賃貸人）

住所 堺市 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
TEL [REDACTED]

乙（借借人）

住所 堺市 [REDACTED]
氏名 藤井 載子
自宅 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]

連帯保証人

住所 堺市 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
自宅 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]

この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

媒介業者

免許番号 大阪府知事（ 1 ）第60437号
事務所所在地 大阪府大阪狭山市茶黄木一丁目11番地の3
商号（名称） 株式会社アイ・リンクライフ [REDACTED]
代表者氏名 代表取締役 浅田 清美
宅地建物取引主任者 登録番号 (大阪) 第103907号
氏名 浅田 清美 [REDACTED]
TEL 072-349-6600

西暦2019年9月24日

事業用建物賃貸建物《 SOLOやぶ内 》

賃貸人

殿

賃借人

住所

堺市

氏名

藤井 載子

(印)

鍵預かり書（念書）

このたび、賃貸建物《 SOLOやぶ内 》(2F210号室)を賃借しましたが、「入居使用」にあたり、建物の鍵 3本（玄関入口鍵：H113 3本）を、本日、確かに受け取りました。つきましては、後日、賃貸借契約解除によって私が同建物を退去する時まで、善良な管理者の注意をもって使用し、保管することとし、明け渡し時には、お預かり致しました鍵すべてを責任を持って貴殿に返還致します。

万一、鍵を紛失したときは、直ちに貴殿に届出ることとし、この場合私の費用負担で貴殿が錠前一式を取り替えられることを予め承諾致します。

また、鍵の複製品が必要なときは、手持ちの鍵を提示のうえ貴殿にて作製していただくこととし、貴殿に無断で複製致しません。

以上のとおり鍵受取の証として念書します。

以上

お客様へ必ずお渡しください。

申込日 2019年7月16日

契約日 2019年7月16日

19/07/16 17:00:42 0017154

個人事業者のお客様は、代表者の方の個人契約となりますのでご注意ください。

リース期間は登録日又は届出日が開始日となります。(中古車の場合は、右欄記載の日)車両登録番号等については、後日、「リース料お支払明細」等でご連絡させていただきます。

私及び連帯保証予定者は、裏面記載の「お申込の内容」及び「自動車リース契約(申込を含む)」における個人情報取扱に関する事項に同意の上、申込をします。

私及び連帯保証予定者は、本申込に係る審査のため、若しくは顧客管理のために、貴社が必要と認めた場合には、私及び連帯保証予定者の住民票を貴社が取得し利用することに同意します。

東京都武蔵野市中町二丁目4番15号

株式会社ホンダファイナンス

代表取締役 高橋明宏

コード 3351105-01

大阪府葛飾市西取石6-1-15

C堺西

寺山ホンダ販売(株)

高石東店

TEL 0722-84-2351

FAX 0722-65-2822

コード 030

住所

TEL

お申込者(甲) 預貯金口座 三菱UFJ 大東野 藤井 聡子

お申込者(乙) 氏名 藤井 聡子 性別 女 生年月日 昭和48年 7月 16日

ス自動車 車種 中古車 型式 1J4AY8 NBOX FF 駆動方式 DBA-JP3

お申込者(丙) 氏名 藤井 聡子 性別 女 生年月日 昭和48年 7月 16日

リース条件 リース開始日 2019年 12月 5日 リース終了日 2020年 10月 5日

Table with columns for (A)リース料お支払明細, (B)リース料(現金), (C)下取金, (D)手数料, (E)リース料, 支払合計額

費用負担区分 Table with columns for 車代, 自動車税, 自動車取得税, 自動車重量税, 自動車保険料

お申込の上のご注意... 個人情報の取扱いに関するご注意

ホンダカーリース契約書

【貸渡人】

東京都武蔵野市中町2-4-15
第7柏栄ビル

株式会社ホンダファイナンス
代表取締役 岩崎 剛彦



契約番号

私及び連帯保証人は「ホンダカーリース約款」に記載の「契約条項」及び「自動車リース契約（申込を含む）」における個人情報の取扱いに関する条項に同意の上、契約をします。

申込日 2023年 8月 7日 契約日 *別途書面で通知します

約款冊子番号	B02-2202-001764-0	試算番号	30202308070077	契約形態	新車リース
本人確認資料	運転免許証	番号・記号		性別	女
お名前	フジトシヨ 藤井 載子	生計を同一とする者 (別居を含む)	配属者: 子供: その他:	生年月日	
ご住所	大阪府堺市	居住年数		本人又は配属者の住宅ローンもしくは家賃支払	
勤務先	サカイシキカイギン 堺市議会議員	所在地	大阪府堺市堺区南瓦町3-1	電話	072-233-1101
雇用形態	正社員・公務員	勤続年数	4年 4ヵ月	税込年収	
名称		番号・記号		性別	
ご住所		生計を同一とする者 (別居を含む)	配属者: 子供: その他:	生年月日	
勤務先		居住年数		本人又は配属者の住宅ローンもしくは家賃支払	
雇用形態		所在地		電話	
名称		番号・記号		性別	
ご住所		生計を同一とする者 (別居を含む)	配属者: 子供: その他:	生年月日	
勤務先		居住年数		本人又は配属者の住宅ローンもしくは家賃支払	
雇用形態		所在地		電話	
名称		番号・記号		性別	
ご住所		生計を同一とする者 (別居を含む)	配属者: 子供: その他:	生年月日	
勤務先		居住年数		本人又は配属者の住宅ローンもしくは家賃支払	
雇用形態		所在地		電話	

■リース自動車	■リース期間	48ヵ月	■支払額	税込金額	内消費税
車名 N-BOX FF	■リース開始日/リース満了日	*別途書面で通知します	月額リース料	45,567円	4,142円
タイプ N-BOX	■支払回数	48回	ボーナス加算額	円	円
カラー 黄	■初回支払年月/最終回支払年月	2023年12月/2027年10月	ボーナス加算月/回数		円
ミッション MAT	※初回支払年月のみ2回分引落させて頂きます		■支払総額	税込金額	内消費税
型式 6BA-JF5	■ボーナス初回支払年月		リース料支払総額①	2,187,216円	198,816円
※登録/届出日、登録番号、車台番号は	■支払日/支払方法	毎月 5日/口座 (自動) 振替	前払リース料②(③+④)	円	円
別途書面で通知します	■走行距離	月間 1.0千km	期間 48.0千km	円	円
■リース料に含まれる費用	■超過走行料	5円/km	(下取車現金化額④)	円	円
車両代	■規定損害金基本額	2,528,000円	リース料支払合計額	2,187,216円	198,816円
登録費用	○ ■使用名称人	ご本人			
自動車税種別割 (金期間)	○ ■リース種別	ファイナンスリース			
自動車税環境性能割	×				
自動車重量税 (5年分)	×				
自賠責保険料 (6ヵ月分)	×				
道路サービス関連費用	×				
自動車保険料	×				
メンテナンス料	×				

取扱販売会社	販売店コード 3351105-01	保守先	販売店コード 3351105-01
社名 寺山ホンダ販売 (株)	拠点名 高石東店	社名 寺山ホンダ販売 (株)	拠点名 高石東店
住所 大阪府高石市西取石6-1-15	TEL 0722-64-2351	担当名	
TEL 0722-64-2351	担当名 030	※登録日又は届出日がリース開始日となります	
		0018009 30-2308-00036-2600-4-02	



B14ADK1000159#

〒
大阪府堺市

藤井 載子 様

〒180-0006
東京都武蔵野市中町2-4-15
第7柏栄ビルディング2F
株式会社ホンダファイナンス
カスタマーセンター
TEL 0120-555-381

ホンダカーリースご契約のしおり

この度は、ホンダファイナンスのリース契約車両をご使用いただきまして、誠にありがとうございます。
お車を安全・快適にご利用いただく為に、この「ホンダカーリースご契約のしおり」を手引きとして、
ご契約車両の車検証と一緒にご保管頂きますようお願い申し上げます。

ご契約内容	
契約日	令和 5年 8月 4日
契約番号	
ご使用者	藤井 載子 様
車種	N-BOX FF
登録年月日	令和 5年 10月 30日
登録番号	
車台番号	
リース期間	令和 5年 10月 30日から 令和 9年 10月 29日まで 48ヶ月
月間走行距離	1,000 km
超過走行料	5 円/km

〈取扱販売会社〉

寺山ホンダ販売(株)
HondaCars堺西
高石東店

大阪府高石市西取石6-1-15

TEL 0722-64-2351

〈指定サービス工場〉

寺山ホンダ販売(株)
HondaCars堺西
高石東店

大阪府高石市西取石6-1-15

TEL 0722-64-2351

この車両のメンテナンスサービスは上記のサービス工場がさせていただきます。

リース料お支払明細書

この度は、ホンダカーリースをご利用いただき誠にありがとうございます。
 お支払明細書をご送付いたしますので、内容をご確認の上、契約終了まで大切に保管下さいます様
 お願い申し上げます
 ☆尚、本状にお心あたりのない場合やご不明な点がございましたらお手数ですが
 表記「お問い合わせ先」迄ご連絡下さい。

〈ご契約内容〉

ご契約番号	[REDACTED]	ご契約日	令和 5年 8月 4日	ご契約区分	新規リース
ご契約者様	藤井 載子 様				
リース期間	令和 5年10月30日 ~ 令和 9年10月29日 (48ヶ月)				
取扱販売店名	寺山ホンダ販売(株) 高石東店				
物件内容	N-BOX FF [REDACTED]				

〈お支払内容〉

お支払方法	口座振替	お支払回数	47回	消費税率	10%
お支払期日	毎月 5日	お支払総額	2,187,216円	(内消費税)	198,837円
リース料 お引落口座	*個人情報保護の為、お客様のお引落口座につきましては 表示を控えさせていただいております。 ※お支払期日の前日までに指定口座にご入金下さい。				

お支払総額に係る消費税額を適格請求書としてご利用ください。
 リース料ご請求書をご利用のお客様は、こちらを適格請求書としてご利用ください。

お支払期日は**毎月 5日**です。(ただし金融機関休業日の場合は翌営業日になります)

毎月のお支払内容は、裏面に記載させて頂いております。同様に左下よりあけてご確認ください。

B03A6K1000114

お
便
は
が
き



リース料お支払明細書

元 数	リース料お支払明細書			元 数	リース料お支払明細書			
	年 月	お支払金額	内リース料		内消費税	年 月	お支払金額	内リース料
1	512	91,134	82,850	8,284	96	45,567	41,425	4,142
2	66	45,567	41,425	4,142	97	45,567	41,425	4,142
3	66	45,567	41,425	4,142	98	45,567	41,425	4,142
4	66	45,567	41,425	4,142	99	45,567	41,425	4,142
5	66	45,567	41,425	4,142	10	45,567	41,425	4,142
6	66	45,567	41,425	4,142				
7	66	45,567	41,425	4,142				
8	66	45,567	41,425	4,142				
9	66	45,567	41,425	4,142				
10	66	45,567	41,425	4,142				
11	66	45,567	41,425	4,142				
12	66	45,567	41,425	4,142				
1	66	45,567	41,425	4,142				
2	66	45,567	41,425	4,142				
3	66	45,567	41,425	4,142				
4	66	45,567	41,425	4,142				
5	66	45,567	41,425	4,142				
6	66	45,567	41,425	4,142				
7	66	45,567	41,425	4,142				
8	66	45,567	41,425	4,142				
9	66	45,567	41,425	4,142				
10	66	45,567	41,425	4,142				
11	66	45,567	41,425	4,142				
12	66	45,567	41,425	4,142				
1	66	45,567	41,425	4,142				
2	66	45,567	41,425	4,142				
3	66	45,567	41,425	4,142				
4	66	45,567	41,425	4,142				
5	66	45,567	41,425	4,142				
6	66	45,567	41,425	4,142				
7	66	45,567	41,425	4,142				
8	66	45,567	41,425	4,142				
9	66	45,567	41,425	4,142				
10	66	45,567	41,425	4,142				
11	66	45,567	41,425	4,142				
12	66	45,567	41,425	4,142				
1	66	45,567	41,425	4,142				
2	66	45,567	41,425	4,142				
3	66	45,567	41,425	4,142				
4	66	45,567	41,425	4,142				
5	66	45,567	41,425	4,142				
6	66	45,567	41,425	4,142				
7	66	45,567	41,425	4,142				
8	66	45,567	41,425	4,142				
9	66	45,567	41,425	4,142				
10	66	45,567	41,425	4,142				
11	66	45,567	41,425	4,142				
12	66	45,567	41,425	4,142				

(*はお支払済み、#は一部お支払済み) *ご住所などを変更される場合には、表記「お問合せ先」までご連絡をお願い申し上げます。(単位:円)
 反対面にもご案内があります。同様に左下よりあけてご確認ください。

自動車保険証券

(TS・無事故祝い金付ロング)



保険契約者

〒 [Redacted]
住所 大阪府堺市 [Redacted]
氏名 [Redacted] 様

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

取締役社長 新納啓介

本社 東京都中央区東一丁目28番1号
ご契約内容に関するお問合わせ先

あいおいニッセイ カスタマーセンター
同和損害保険 (RTD-10) Tel. 0120-95-0055

代理店/振替/仲立人 日本生命 [Redacted]
(CCBE) Tel. [Redacted]

印紙税申告納付につき渋谷税務署承認済



202511071 0152 00005 0003257#
(RTD10)
RLE60 94718

契約日 令和 7年11月 6日 証券作成日 令和 7年11月 6日

生年月日 昭和30年 3月13日
電話番号 072-234-7137

ご契約内容変更のご連絡先

上記カスタマーセンターにご連絡いただくか、当社ホームページへアクセスください（電話での受付時間は当社ホームページでご確認ください）。
ご住所やご契約のお車の変更など一部の更新手続きは、当社ホームページで24時間受付しています ⇒ <https://www.aionissaidowa.co.jp/>

事故のご連絡先

日本生命お客さま専用ダイヤル
Tel. 0120-49-1012

当社は、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）およびこの保険証券に表示したところに従い、保険契約を締結し、その結果として保険給付金を発行いたします。保険証券の記載内容がお申込み内容と相違している場合は、ただちに代理店・振替・仲立人または当社にご連絡ください。

（ご注意） おさまのお名前・ご住所、車名等の表記につきまして、機械上の制約により正確な表示ができない場合、表示可能な漢字またはカタカナ、もしくは別の表示方法で表示していることがありますので、何卒ご了承ください。

証券番号 [Redacted] 保険期間 令和 7年12月15日 午後 4時から 3年間 保持種類 タフ・クルマの保険 (個人総合自動車保険)
令和 10年12月15日 午後 4時まで

記名被保険者 記名被保険者等は、以下の内容でご契約いただいております。
住所 大阪府堺市 [Redacted]
氏名 藤井 聡子 様 区分 個人
※生年月日 [Redacted] ※運転免許証の色: [Redacted]
運転免許証の有効期限: 令和12年 4月
電話番号: [Redacted]

運転者年令条件等

本人・配偶者限定
運転者限定 藤井 聡子様 とその配偶者
年齢条件 35才以上補償

年齢	20才以下	21~25才	26~34才	35才以上
本人	×	×	×	○
配偶者	×	×	×	×
同居のご家族	×	×	×	×
上記以外の方	×	×	×	×

「○」補償されます 「×」補償されません
● にかかわらず補償される場合もあります。

ご契約のお車 お車の情報等は、以下の内容でご契約いただいております。
登録番号 [Redacted] レンタカー 有 教習車 有
車名 N-BOX 車体重量 0.65 L
仕様 所有権保有 リース 有 改造車・型式不明車 有
型式 JF5 客車専用車 非該当
用途別種別 自家用軽四輪乗用車 ※大型乗用車専用ブレーキ 有
車台番号 [Redacted] ※他 毎日・レジャー使用 有
初年度登録: 令和 5年10月 車検満了日: 令和 8年10月29日
料率クラス: 車両 4 対人・自損 4 対物 4 損害 4 **福祉車両:
付属機械装置:
**車両登録地・保管場所: 先進環境対策車区分:
*車両所有者: 藤井 聡子 様 公有: 有 準公有: 有

割引・割増等 割引・割増等は以下の内容でご契約いただいております。
ノンフリート 20等級 事故有係数適用期間0年 (63%割引)
ゴールド免許割引 | 個人賠償プラン加入者割引 | ASV割引 | 新車割引

その他のご契約に関する事項
保険の提案にあたり、当社が把握（前契約等から推定する場合があります）した運転者限定、運転者年令条件に関するお客さまの当初のご意向は以下のとおりです。
【当初のご意向】運転者限定: 運転者本人・配偶者限定 運転者年令条件: 35才以上補償 なお、ご契約いただいた内容は本書面の運転者年令条件等欄でご確認ください。
約款閲覧方法は「Web約款」をご選択いただいております。『ご契約のしおり（普通保険約款・特約）』の閲覧には当社ホームページ（Web約款）をご利用ください。

電子手続【日時・場所】令和 7年11月 6日午後 0時35分頃、ご自宅 【募集人名】 [Redacted]
【お手続きされた方】 [Redacted] 様

証券特記事項
*IZ 4C 9G @A TW947 11 F042 00003259 [Redacted] 特約

事故のご連絡の際にお伝えいただきたいこと

- 証券番号 [Redacted]
- 登録番号 [Redacted]
- お客さま [Redacted] 様
- ご連絡者およびお車の運転者のお名前とご連絡先
事故のご連絡をいただいた際に、以下のような内容もお尋ねしますので、可能な範囲でご確認をお願いいたします。
いつ（事故日時）
どこで（事故発生場所: 都道府県市区郡 + 付近）
原出庫際署名等
目撃者の有無（氏名・住所・連絡がとれる電話番号）
早急の状況、お車の状況（そのまま走らせることが可能か等）
ケガ人の有無（相手だけでなくご自身・同乗者についても: 病院・状況）

故障・トラブルでも
日本生命お客さま専用ダイヤル
Tel. 0120-49-1012

代理店・振替・仲立人 日本生命 [Redacted]
の連絡先はこちら

補償内容と保険金額につきましては、裏面をご覧ください。
保険期間中に記載内容に変更が生じた場合は、ただちに代理店・振替・仲立人または当社にご連絡ください。
本印の項目は告知事項です。告知事項の内容が事実と異なる場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。また、★印の項目は告知事項です。告知事項の内容に変更が生じた場合は、速速にご契約の代理店・振替・仲立人または当社にご連絡ください。ご連絡がない場合、契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。



この保険証券は、補償内容の概要を説明しております。補償されます。×補償されません。特約等により補償範囲が限定される場合がありますのでご注意ください。
 保険料は、補償内容の概要を説明しております。保険金額、免責金額、その他補償内容の概要については、この契約のしおり（普通保険約款・特約）をご覧ください。
 補償内容（保険金額等）補償内容、保険金額、払込方法・保険料等は、以下の内容でご契約いたしております。

保険種類	タフ・クルマの保険	運転者限定	本人・配偶者限定	運転者年齢条件	35才以上補償
------	-----------	-------	----------	---------	---------

相手への賠償	補償の概要	基本的補償	特約(注)自動セット特約の一部は表示されません。																										
対人賠償	事故により他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合の補償です。	無制限	対人臨時費用特約 対歩行者等傷害特約 対物超過修理費用特約 不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約 心神喪失等による事故の被害者救済費用特約																										
対物賠償	事故により他人の財物を損壊させ法律上の損害賠償責任を負担する場合の補償です。	無制限 (免責金額なし)																											
おケガの補償	ご契約のお車に搭乗中などの事故により、傷害を被った場合の補償です。	1名につき 5,000万円 無保険車との事故によりケガをして、死亡した場合または後遺障害が生じた場合 1名につき 2億円	交通事故特約 入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約 傷害一時金特約																										
傷害一時金	人身傷害保険のお支払対象となる事故により、ご契約のお車に搭乗中の方などが、傷害を被り入院または通院した場合の補償です。	治療日数5日未満の場合 1万円 治療日数5日以上の場合 ケガに応じた金額 (10万円、30万円、50万円、100万円)																											
お車の補償	ご契約のお車が事故によって損害を被った場合の補償です。	ご契約タイプ : 一般補償 車両保険金額 (1年目) 165万円 免責金額 : 保険年度ごとの事故1回目 0万円 保険年度ごとの事故2回目以降 10万円 車両保険金額 (2年目以降) 2年目 150万円 3年目 130万円	新車特約 新車保険金額 (保険期間中) 205万円 全損時諸費用特約																										
車両保険																													
<table border="1"> <tr> <td>①ご契約のお車以外の自動車との衝突・接触</td> <td>②乗用車との衝突・接触</td> <td>③歩行者・動物との衝突・接触</td> <td>④火災・爆発</td> <td>⑤盗難</td> <td>⑥竊盗(じょうろ)等に伴う暴力行為または強盗行為</td> <td>⑦台風・竜巻・洪水・高潮</td> <td>⑧落書・いたずら・窓ガラス破損</td> <td>⑨飛来物または落下中の物体との衝突</td> <td>⑩その他自然災害(①～⑨を除く)</td> <td>⑪電柱・ガードレール等の物体との衝突・接触</td> <td>⑫暴落・転落</td> <td>⑬地震・津波</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> </table>				①ご契約のお車以外の自動車との衝突・接触	②乗用車との衝突・接触	③歩行者・動物との衝突・接触	④火災・爆発	⑤盗難	⑥竊盗(じょうろ)等に伴う暴力行為または強盗行為	⑦台風・竜巻・洪水・高潮	⑧落書・いたずら・窓ガラス破損	⑨飛来物または落下中の物体との衝突	⑩その他自然災害(①～⑨を除く)	⑪電柱・ガードレール等の物体との衝突・接触	⑫暴落・転落	⑬地震・津波	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
①ご契約のお車以外の自動車との衝突・接触	②乗用車との衝突・接触	③歩行者・動物との衝突・接触	④火災・爆発	⑤盗難	⑥竊盗(じょうろ)等に伴う暴力行為または強盗行為	⑦台風・竜巻・洪水・高潮	⑧落書・いたずら・窓ガラス破損	⑨飛来物または落下中の物体との衝突	⑩その他自然災害(①～⑨を除く)	⑪電柱・ガードレール等の物体との衝突・接触	⑫暴落・転落	⑬地震・津波																	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×																	

サービス・特約	ロードアシスタンスサービス ○ 故障やトラブルの応急作業やレッカー手配、宿泊・移動サポートのサービスをご利用いただけます。	ロードサービス費用 ○	ロードサービス費用特約・レンタカー費用型
---------	---	-------------	----------------------

その他の特約等
 運転者限定特約: 本人・配偶者 運転者年齢条件特約
 長期保険料分割払の無事故返戻金特約 弁護士費用 (自動車事故型) 特約
 車両保険無過失事故特約
 代車補償拡張特約・レンタカー費用型: 保険日数5,000円
 長期保険料分割払特約 初回保険料口座振替特約

合計保険料	各保険年度の合計保険料欄に記載のとおり (総額 2,417,710円)	払込方法	年払 (口座振替) 初回保険料口座振替
無事故返戻金	7,760円	各保険年度の合計保険料	年払保険料 1年目 77,560円 2年目 78,210円 3年目 85,940円
保険料払込期日	第1回は保険始期翌月の所定の振替日。2回目以降は、毎年同月の所定の振替日		

口座振替日は原則として26日 (一部の金融機関は27日) です。当日が金融機関休業日の場合は翌営業日に振替えられます。払込期日までに保険料の払込みがない場合には、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

*他の保険契約の有無	*過去1年間の解除の有無
自動車保険: 有 (証券番号: [])	
火災保険: 有 (証券番号: [])	
自動車損害賠償責任保険 (A.D) 補償 (0.8)	2.0等級 事故有係数適用期間: 0年
始期日: 令和4年12月15日 (満期日: 令和7年12月15日)	**3等級ダウン事故: 0件 **1等級ダウン事故: 0件

00003259
 ご契約者さま専用ページ
 24時間365日パソコン、スマートフォンから無料でご利用いただけます。インターネット、お電話でもご利用いただけます。
 万が一ユーザーIDやパスワードを忘れた場合は、お問い合わせください。
 ユーザーID: 0101016229
 パスワード: []
 詳細はこちらから
 お問い合わせ先
 保険料の手続き時にSMSメールも受信されている場合は、リンクよりログインいただけます。

【ご参考:ご契約内容の概要】 *詳細は保険証券にてご確認ください。

保険期間	令和7年12月15日～令和10年12月15日 午後4時まで
保険種類	タフ・クルマの保険
使用目的	日常・レジャー使用
対人賠償	無制限
対物賠償	無制限 (免責金額なし)
人身傷害	5,000万円 (交通事故)
傷害一時金	1回目 50万円 2回目以降 10万円
車両保険	一般補償
保険金額	1年目 165万円 2年目 150万円 3年目 130万円
免責金額	

【ロードアシスタンスサービスについて】
 サービスのご利用にあたりましては、事前に当社指定の事故のご連絡先にお電話ください。お客様ご自身で業者を手配された場合は、無料サービスの対象となりませんのでご注意ください。

■レッカー現場急行サポート
 事故または故障・トラブルで自力走行不能の場合に、出勤業者を手配し、修理工場等までのレッカー牽引・搬送を行います。

■クイック修理サービス
 故障・トラブル等により自力走行不能となった場合に、現場で30分以内の応急作業を行います。ただし、ガス欠は保険期間 (長期契約は保険年度) 中1回のみ無料 (自宅駐車場でのガス欠の場合、燃料代は有料)

出張報告書

令和7年 6月 26日

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会 堺市議会議員団 ・ 藤井載子

出張報告は下記のとおりです。

記

1. 目的

- ①地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）の取組み事例
 - ②市街化調整区域の利活用・規制緩和事例
- を調査し、堺市の課題解決に寄与する。

2. 期間 令和7年年 6月 26日（木）～ 年 月 日（ ）

3. 日程等

	月 日	時 刻	出張先（都市・施設名等）
①	6月26日（木）	14:00～15:30	東京都 衆議院第一議員会館B1F第8会議室
②	月 日 ()	～	
③	月 日 ()	～	
④	月 日（ ）	～	

4. 面談者

警衛局経営政策課 調査官

農村振興局農村計画課 課長

土地利用計画班課長補佐

農地転用班 課長補佐

5. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

①地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）の取組み事例

地域の農業を将来へ継続させていくために、地域でよく話し合い、農地を利用しやすいよう、次世代へ引き継いでいくことが必要である。

子どもがもう地元に住んでいない、違う職業についているなど、農家を代々受け継ぐのが難しく、今が最後の世代になるなど受け手不在が増えている。本市の受け手不在も72.9%で、早急に取り組んでいかないといけない課題である。

日本の専業農家の面積割合、現在の6割を7割にする目標値が掲げられている。そのためには、少ない人数で効率化をはかることが重要である。時代と共に、小さい農家は減少し、大きい農家が増えている。

若い人に農業体験から本格的に移行する、土地を貸して専門の人に任せる取組みなどが必要と考える。

②市街化調整区域の利活用・規制緩和事例

分散している土地を、区画形状等を変更することなく集団化を図る農振法に基づく交換分合制度があり、農用地等として利用すべき土地の農業上の利用を確保する事を目的として措置されている。

対象となる土地は、農用地だけでなく土地一般を対象としており、必要に応じ農用地と非農用地の交換も可能で、岸和田市では農振法に基づき、「農整備エリア」「都市整備エリア」「自然保全エリア」の3つに権利者を区分・集約し、再整備交換分合をしている。

交換分合は、パズルをカチッとほめるように簡単に出来るものではないが、関西圏のほぼ中央に位置し、国内外の主要都市へのアクセスできる優れた立地環境を生かしながら、農整備を進める必要があると考える。

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

6-7.6-8.6-9.6-10